

者制度改革の行方」という題で講演して頂きました。

平成21年、民主党政権に交代してから、与野党対立する中で、他の分野はあまり変わっていないのに、障がい者に関する福祉分野の法律はどんどん変わり、成立されていったそうです。整備法、障害者虐待防止法、障害者総合福祉法など。一昨年、グループホーム等への家賃補助が開始されたことやこの4月に法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられるのは、法改正を身近に感じるところです。

次に、これまでの障害者制度改革の動向を振り返ると①施設から地域へ(平成2年)・・・福祉8法の改正により、ホームヘルプサービス、デイサービスやショートステイ等の在宅サービスを法定化

②官による福祉から「新しい公共」へ(平成7年)・・・NPO法の制定(平成10年)により、行政か社会福祉法人しかできなかった福祉サービスを、NPO法人や社団法人もできるようになる。

③措置から契約利用へ(平成12年)・・・社会福祉法の改正。平成15年度からの支援費制度開始により、利用者本位の仕組みへ

④対処療法から計画実施へ(平成17年)・・・障害者自立支援法の公布。障害福祉計画、個別支援計画、サービス利用計画の作成

⑤手帳認定からニーズ中心へ(平成22年)・・・整備法成立。生活ニーズがあるところに(手帳に該当しない発達障がい・難病の人達を対象)サービスを提供する。

以上のように、5年刻みに改革が進められてきたと説明されました。ただ、それぞれに問題点もあり①福祉制度、サービスは、市町村の格差が大きい②NPO法人の実態(中には、悪質なところも...)③利用者本位になったが、契約制度が不十分④各計画書が作られたが、実施されているか?⑤発達障がい者へのコミュニケーションツールやアセスメントツールが整っていないことを挙げられました。さらに今後は、⑥権利法制の整備(国連障害者の権利に関する条約、障害者差別禁止法制)⑦財源の社会化(ニーズ提供のための財源をどうするのか)⑧「自立」の概念の再構成(「自立」の共有、意思決定支援の在り方)の3つ改革を進めていかなければならないと述べられ、最後に、ここに挙げた「変革の8つの道しるべ」をぜひ完遂させてほしいとの言葉で締めくくられました。

読むだけでは分かりづらい制度の内容ですが、年代を追って分かりやすく説明して頂き、改革についても理解を深めることができた有意義な学習会でした。

**大阪教育大学附属特別支援学校の
PTA主催の学習会に招かれました**

副理事長 小泉 いと子

2月25日(月)に大阪教育大学附属特別支援学校のPTA進路委員会の依頼を受け、「ネットワークの大切さ」と題して皆さんにお話ししました。

まず、自分の子供の障がい判った時期から話し始め、学齢期、そして卒業後の状況について話をさせていただきました。その後、全日本育成会の家族支援プログラムを参考に、学齢期での支援者・仲間・年齢に応じた「経験」「家族のコミュニケーション」「兄弟への影響」のワークを行ないました。

参加された保護者さん方は熱心にこちらに耳を傾け、時には「うん、うん、家でもそんな時があった」とでもいう様な表情で話を聞いてくださいました。フリートークの時間には、保護者さん達の話される「子供の将来に対する不安」を伺っていると、「私にもこんな時があったなー」と自分がタイムスリップしたような気持ちになりました。

手をつなぐ育成会の一員として、若いお母さん達の不安な気持ちが少しでも癒され、一緒に考えることに手助けができればと思いますし、これからもこのような活動を続けていきたいと思っています。



大阪市育成会会員だより

≪4月部会等日程案内≫

部会名	日時	会議室
支部連絡会	4月21日(木)13:00	301
月例役員会 施設長会	4月3日(水)10:00	302